

地方独立行政法人青森県産業技術センター
平成27年度 業務実績評価書（案）

平成28年8月

青森県地方独立行政法人評価委員会

目 次

第一 評価の基本的な考え方	-----	1
第二 評価の結果		
1 全体評価		
（1）総評	-----	3
（2）業務の実施状況	-----	4
（3）組織、業務運営等に係る改善事項等	-----	4
2 項目別評価		
（1）県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 （本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及）	-----	5
（2）県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 （産業活動への総合的な支援）	-----	6
（3）県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 （試験・研究開発の取組状況等の情報発信）	-----	7
（4）県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 （緊急事態への迅速な対応）	-----	7
（5）業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	-----	8
（6）財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	-----	8
（7）その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置	-----	9

第一 評価の基本的な考え方

青森県地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第28条第1項及び第2項の規定に基づき、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「青森県産業技術センター」という。）の平成27年度における業務の実績について、以下の基本的な考え方により評価を行った。

評価の実施に当たっては、青森県産業技術センターの年度計画に定めた事項ごとにその実績等を明らかにした業務実績報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行い、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行う。

1 項目別評価

中期計画に掲げる次の事項ごとに、中期計画の達成に向けた業務の進捗状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、5段階により評価する。

- (1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及）
- (2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（産業活動への総合的な支援）
- (3) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（試験・研究開発の取組状況等の情報発信）
- (4) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（緊急事態への迅速な対応）
- (5) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (6) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
- (7) その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

〔5段階〕

- 5：中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。
- 4：中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。
- 3：中期計画の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある。
- 2：中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。
- 1：中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。

2 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、平成27年度における業務実績の全体について、記述式により総合的に評価する。また、必要がある場合は、業務運営の改善その他の勧告をする。

青森県地方独立行政法人評価委員会委員及び専門委員

区 分	氏 名	役 職 等
委員長	伊 藤 成 治	国立大学法人弘前大学 理事・副学長
委員（委員長職務代理者）	大 矢 奈 美	青森公立大学経営経済学部 准教授
委員	大 坂 みどり	税理士
委員	今 野 公 司	日本政策金融公庫 青森支店 農林水産事業 事業統轄
委員	中 山 恵美子	有限会社イニシオ 代表取締役
専門委員（試験研究関係）	大 関 邦 夫	弘前大学 名誉教授
専門委員（試験研究関係）	工 藤 重 光	弘前大学COI研究推進機構 リサーチ・アドミニストレーター
専門委員（試験研究関係）	鈴 木 裕 之	弘前大学農学生命科学部 教授

第二 評価の結果

1 全体評価

(1) 総評

青森県産業技術センターは、第一期中期計画の期間において、工業や農林、水産、食品加工の4研究部門を統合した総合的な試験研究機関として、試験・研究開発の効率的な推進に向けた運営の基盤づくりを行いながら、本県産業の未来を支える試験・研究開発や新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援、試験・研究開発の成果の移転・普及等に取り組んできた。さらに、第二期中期計画の期間においては、これまでの成果を継承しながら、技術の実用化や売れる商品づくり等の出口を見据えた取組を戦略的かつ重点的に推進し、生産事業者の収益力向上に貢献する「生産事業者や県民の身近な試験研究機関」という役割を果たすため、役職員が一丸となって試験・研究開発等の業務に取り組むこととしている。

第二期中期目標期間（平成26年度から平成30年度）の2年目となる平成27年度は、本県の産業振興における重要性や緊急性、波及効果の大きさ等の視点から重点化した試験・研究開発に4研究部門が一体となって取り組み高い成果を上げるとともに、試験・研究開発によって得られた技術の優位性の確保のための権利化に積極的に取り組むなどしており、年度計画については、中期計画の達成に向けて、計画どおりに実施したと評価できる。

なお、利用者のニーズや満足度の把握等のために実施している各種アンケート調査について、得られた調査結果が十分に活用されていない点も見受けられることから、今後は、目的に応じて適切に調査項目や調査対象等を設定し、より細やかな調査結果の整理・分析を行っていくことが必要と考える。

また、青森県産業技術センターは、試験・研究開発等に係る関係者の期待も高いことから、各職員が業務上必要な知識の取得や技術の向上に努めるとともに、職員間の連携・情報共有を進めることなどにより、事務部門を含む職員全体のより一層の資質向上に期待する。

(2) 業務の実施状況

本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及に関しては、水稻品種「青天の霹靂」について、他県に先駆けて衛星画像を利用して水田1枚ごとにタンパク含有率や収穫時期を判定する技術を開発し、県や農協が行う栽培指導に活用できる体制を構築したほか、大玉で糖度の高いおうとう（サクランボ）「ジュノハート」について、高品質・安定生産に向けた技術を明らかにしたなど特筆すべき成果を上げている。

産業活動への総合的な支援に関しては、依頼試験・分析・調査及び設備・機器の利用に関して、目標を大幅に上回る実績を上げているほか、プロテオグリカン関連において6件の物質特許と2件の用途特許を出願するなど、試験・研究開発等によって得られた技術の優位性の確保のための権利化に積極的に取り組んでいる。

試験・研究開発の取組状況等の情報発信に関しては、キャッチコピーの展示会等での活用など多様な広報媒体を利用して積極的に取り組んでいる。

緊急事態への迅速な対応に関しては、県との「緊急時における業務連携に関する協定書」に基づいて緊急時の対応が可能となるように準備を整えている。

業務運営の改善及び効率化に関しては、生産事業者への訪問やアンケート調査の実施によりニーズを把握し研究活動等に反映させる取組や、成果を理解しやすく「見える化」するための取組が進められている。

財務内容の改善に関しては、職員の意識啓発と申請のノウハウの伝授を目的とした研修を実施するなど、外部からの研究資金の導入に積極的に取り組んでいる。

その他業務運営に関しては、研究不正行為防止に向けて「コンプライアンス推進責任者」を配置するなど、法令遵守の徹底等のための取組が実施されている。

(3) 組織、業務運営等に係る改善事項等

特に改善勧告を要する事項はない。

2 項目別評価

(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置(本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進と成果の移転・普及)

評価

5 : 中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。

試験・研究開発の重点化に関して、本県の産業振興における重要性や緊急性、波及効果の大きさ等の視点から重点化した169課題に4研究部門が一体となって取り組んだ結果、①米の食味ランキング「特A」評価を獲得した水稻品種「青天の霹靂」について、他県に先駆けて衛星画像を利用して水田1枚ごとにタンパク含有率や収穫時期を判定する技術を開発し、県や農協が行う栽培指導に活用できる体制を構築したこと、②大玉で糖度の高いおうとう(サクランボ)「ジュノハート」について、高品質・安定生産に向けた技術を明らかにしたほか、「おうとう『ジュノハート』普及促進研究会」を設立して、研究成果の普及と早期の栽培体制の構築を進めていること、③海外展開まで視野に入れている県産黒にんにくの製造各段階の成分調査・成分分析を行い、製品信頼性の向上に大きく貢献したことは、高く評価できる。

試験・研究開発の成果の移転・普及に関して、試験・研究開発の成果を活用した商品づくりを生産事業者と共同して進めた結果、目標を上回る42件(達成率140%)の商品化・実用化が達成されたことは評価できる。

そのほかの事項に関しては、年度計画を達成しているものと認められる。

以上のことから、全体として中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にあると評価できる。

(2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置（産業活動への総合的な支援）

評価

4：中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。

依頼試験・分析・調査及び設備・機器の利用に関して、「MicroFocus X線CTシステムによるCT試験・透視試験」等の依頼試験・分析・調査の実施件数が2,864件（達成率125%）と目標値を大きく上回っているが、これは利用者の拡大に向けた取組の成果であり、センターが生産事業者や関係団体等の産業活動を下支えしているものと評価できる。

知的財産等の創造・管理・活用に関して、試験・研究開発等によって得られた技術の優位性の確保のための権利化に積極的に取り組んでおり、特にプロテオグリカン関連において6件の物質特許と2件の用途特許を出願したことは、新商品の開発や医薬品への応用等に道を拓く大きな波及効果が期待される成果として高く評価できる。

そのほかの事項に関しては、年度計画を達成しているものと認められる。

以上のことから、全体として中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価できる。

(3) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（試験・研究開発の取組状況等の情報発信）

評価

4：中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。

多様な広報媒体を利用した情報発信に関して、認知度向上のために略称を「青森産技」、キャッチコピーを「あおもりの未来、技術でサポート」と統一し、ホームページや電子メールに付記することをはじめ、展示会でのパネルやのぼりに表記するなど様々な機会を利用して浸透を図ったほか、プレスリリース用のフォーマットの統一といった報道機関による取材を容易にする工夫を行い、それが研究成果に関する記事の地元紙での連載に繋がるなど、多様な広報媒体を利用した情報発信に積極的に取り組んでいると評価できる。今後は、ホームページのアクセス状況の確認や利用者の満足度調査をするなど、発信した情報が想定したターゲットにどの程度受け止めてもらえたかを把握し、情報発信の仕方にフィードバックしていくことも必要と考える。

そのほかの事項に関しては、年度計画を達成しているものと認められる。

以上のことから、全体として中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価できる。

(4) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置（緊急事態への迅速な対応）

評価

4：中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。

緊急事態への迅速な対応に関して、県との「緊急時における業務連携に関する協定書」に基づいて緊急時の対応が可能となるように準備を整えており、さらには、県と連携し松くい虫被害が疑われる松に関してDNA検査を実施するなど、年度計画を達成していると認められ、中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価できる。

(5) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

評価

4 : 中期計画の達成に向けて
順調な進捗状況にある。

業務運営に関して、センターに対するニーズを把握するための生産事業者への訪問やアンケート調査を実施し、その調査結果を研究活動等に反映させていることは評価できる。今後は、これまでセンターを利用したことがない事業者に対する情報収集を強化して、潜在的なニーズを探っていくことも必要と考える。

組織運営に関して、広く県民にセンターの成果を理解しやすく「見える化」することを目的に「成果『見える化』推進委員会」を設置するなど、各試験研究部門が連携した取組を進めていることは評価できる。この「見える化」の取組は、成果を「経済効果」として示すことを目標として検討しているなど斬新なものであり、可能な限り早期に検討結果を取りまとめ活用していくことを期待する。

そのほかの事項に関しては、年度計画を達成しているものと認められる。

以上のことから、全体として中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価できる。

(6) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

評価

4 : 中期計画の達成に向けて
順調な進捗状況にある。

外部からの研究資金の導入と自己収入の確保に関して、獲得実績のある職員を講師として職員の意識啓発と申請のノウハウの伝授を目的とした研修を継続して実施するなどの取組を進めた結果、公募型研究資金による研究課題については前年度を7件上回る32課題となったほか、科学研究費助成事業については前年度を3件上回る5課題が新規に採択されるなどの成果を上げていることは評価できる。

そのほかの事項に関しては、年度計画を達成しているものと認められる。

以上のことから、全体として中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価できる。

(7) その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

評価

4 : 中期計画の達成に向けて
順調な進捗状況にある。

法令遵守に関して、研究不正行為防止に向けて「コンプライアンス推進責任者」を部門毎に配置したほか、全職員を対象とした研修を実施するなど、法令遵守の徹底と業務執行に対する中立性と公平性を確保するための取組が実施されていることは評価できる。

労働安全衛生管理に関して、安全衛生コンサルタントを講師とする安全衛生研修を実施するなど事故等の未然防止に向けた取組が実施されていることは評価できる。なお、労働基準監督署の立ち入り検査において、特別管理物質の取扱いに係る掲示の不備等に関する指摘を受け、不備があった点は直ちに改善したとのことであるが、今後はこのような指摘を受けることのないよう再度体制を確認していくことが必要と考える。

そのほかの事項に関しては、年度計画を達成しているものと認められる。

以上のことから、全体として中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にあると評価できる。